

## 西区役所課長代理等専決要綱

(趣旨)

第1条 西区役所課長等専決規程（平成24年達第27号。以下「専決規程」という。）第12条第1項の規定による西区役所の課長代理等（専決規程第1条に規定する課長代理等をいう。以下同じ。）の専決事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(課長代理等専決事項)

第2条 西区役所の課長等（専決規程第1条に規定する課長等をいう。以下同じ。）が専決している次の各号に掲げる事項については、課長代理等に専決させるものとする。

- (1) 所属職員（課長代理級以上（副参事含む）を除く。）の時間外勤務、休日勤務に係る命令及び認定、休憩時間の調整に関する事
- (2) 所属職員（課長代理級以上（副参事含む）を除く。）の市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張に関する事
- (3) 所属職員（課長代理級以上（副参事含む）を除く。）の休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事

(総務課長代理専決事項)

第3条 総務課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎内及び庁舎前の掲示の決定に関する事
- (2) 遺失物の処理に関する事

(住民情報担当課長代理専決事項)

第4条 住民情報担当課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 住居表示に係る住居番号の付定及び通知に関する事

(保健福祉課長代理専決事項)

第5条 保健福祉課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪府重度障害者在宅介護支援給付金の支給に関する申請等の進達に関する事
- (2) 大阪府重度障害者特例支援給付金の支給に関する申請等の進達及び通知に関する事
- (3) 放送受信料免除に関する該当証明書の交付及び申請の進達に関する事
- (4) 有料道路における障がい者割引措置に関する身体障がい者手帳又は療育手帳への記載等及びETC利用対象者証明書の発行に関する事
- (5) 敬老優待乗車証の交付に関する申請等の進達に関する事
- (6) 介護保険被保険者証への指定居宅介護支援事業者等の名称の記載に関する事
- (7) 要介護認定等の情報提供に関する事

(8) 難病の患者に対する医療等に関する申請等の進達に関すること

(保健担当課長代理専決事項)

第6条 保健担当課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する申請の進達に関すること
- (2) 養育医療の給付に関する申請の進達に関すること
- (3) 特定不妊治療費助成金の交付に関する申請の進達に関すること
- (4) 妊婦健康診査費助成金の交付に関する申請の進達に関すること
- (5) 新生児聴覚検査助成金の交付に関する申請の進達に関すること
- (6) 公害健康被害の補償等に関する申請等の進達に関すること
- (7) 病院、診療所及び施術所等の開設等に関する届出等の進達に関すること
- (8) 医師等の免許に関する申請等の進達に関すること
- (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する申請等の進達に関すること
- (10) 肝炎治療医療費の援助に関する申請等の進達に関すること

(生活支援担当課長代理専決事項)

第7条 生活支援担当課長代理の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 短期間の施設入所に関すること
- (2) 家庭訪問におけるケース記録等資料持出に関すること

(異例な事項等に関する特例)

第8条 この要綱に定める課長代理等の専決事項であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁（承認を含む。）を受けなければならない。

附 則（平成20年10月1日）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。